

返戻金制度について

株式会社リファイン

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により、入社後6カ月以内に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

- (1) 入社後、1か月以内に退職した場合 75%
- (2) 入社後、1か月超3か月以内に退職した場合 50%
- (3) 入社後、3か月超6か月以内に退職した場合 25%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、下記の割合となります。

- (1) 入社後、6か月以内に退職した場合 10%

有料職業紹介事業許可番号 : 13-ユ-304591

許可届出受理年月日 : 2010年6月1日

事業所の名称 : 株式会社リファイン

事業所の所在地 : 東京都新宿区岩戸町14番地

代表取締役 : 新倉 孝二